

保存期間：10年

|     |   |
|-----|---|
| 資 料 | 3 |
|-----|---|

## 裁 決 事 例

## (1) 法人税（交際費等の特例）事例

### [概要]

○○教室を営む審査請求人が受講修了者に対する卒業式において供した昼食等に係る費用は、交際費等に該当しないとした事例

### [原処分庁の主張]

請求人が本件各卒業式において供する昼食費用は、「卒業祝賀パーティー」と称して、出席者に酒食の提供が行われており、請求人が出席者との親睦を深めることなどを目的に酒食をもてなすもの、すなわち、供應、接待のために行われているものと認められるから、交際費等に該当する。

### [請求人の主張]

本件各卒業式費用については、請求人の業務の遂行を目的に支出するものであり、本件各卒業式は、長時間にわたり、かつ昼食時間帯をまたがって行われること、また、請求人は、昼食代相当額も加味した上で免状料を受領していることから義務として昼食を提供しており、本件卒業生を接待するためではない。また、その昼食の内容は、社会通念上必要な程度のものである。

なお、仮に、免状料に昼食代相当額が含まれていない場合においても、本件各昼食費用等は、社会通念上通常要する程度の費用の支出に該当することができ、税務上の交際費等には該当しない。

### [審判所の判断]

請求人は全国に約数千の直営校及び指定校にて○○教室を営む法人であり、本件各卒業式は、①所定の授業課程を修了した者が、請求人における講師の資格を取得して今後受講生を指導する立場になることについての区切りの行事として、免状授与式を中心に行われること、②規模の拡大等に伴いホテルを会場とするに至ったこと、③請求人の教室が全国に存在し、遠距離から出

席する者もいることを考慮して開始時間及び終了時間が設定されていることに併せて、卒業式が長時間に及ぶため、昼食時間帯をまたがって行われていること、及び④供与される食事は、社会通念上供与されると認められる通常の昼食の範囲内にあり、酒類は、儀礼的な乾杯のためにのみ供与されていること等の事情を総合的に判断すると、免状を本件卒業生に授与することを目的とした区切りの行事であり、本件各卒業式の中間に出席者に昼食等を供与する行為は、本件各卒業式の式次第を構成する一要素にすぎないというべきであり、本件各卒業式において昼食等を供与する目的は、事業関係者等との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることにあるとは認められない。

したがって、本件各卒業式の昼食費用等は、措置法第61条の4第3項に規定する交際費等には該当しないものと認められる。

## (2) 相続税（外国税額控除の対象となる外国税額）事例

### 〔概要〕

本件相続によりF国で課された相続税のうち、相続税法第20条の2《在外財産に対する相続税額の控除》の規定（以下「本件税額控除規定」という。）により控除できるのは、F国内に所在する相続財産に対応する部分の税額のみであるとした事例

### 〔請求人の主張〕

本件更正処分は、請求人にとって税率70%超（請求人の主張のまま）の税負担となるものであり、租税条約の不存在から生じた二重課税の受忍を請求人に強いるもので、公正、妥当なものではない。

また、二重課税の回避は、国際社会の共通の目的の一つとなっていることからすれば、日本とF国の間に相続税についての租税条約がないとしても、相続税額の計算上、何らかの調整がなされるべきである。

以上のことから、F国で課された相続税額のうち、F国内に所在する財産に対応する部分を超える税額についても、日本の相続税で税額控除を認めるべきである。

### 〔原処分庁の主張〕

本件税額控除規定は、その条文の文言から、相続により財産を取得した者が国外財産について当該国外財産の所在地国の法令により相続税が課された場合における、日本と当該国外財産の所在地国との間の相続税の二重課税を調整するためのものであると解されるから、F国で課された相続税額のうちF国に所在する財産に対応する部分を超える部分の税額については、本件税額控除規定の適用はない。

### [審判所の判断]

本件税額控除規定の趣旨は、無制限納税義務者が相続により国外財産を取得した場合、国外財産についてその所在地国の法令により課された相続税に相当する税額を、当該無制限納税義務者の相続税額から控除することにより国際間の二重課税の調整を図ることにあると解される。

そして、この二重課税の調整がどこまで及ぶかについては、本件税額控除規定が「当該国外財産についてその地の法令により相続税に相当する税が課せられたとき」と規定していることからすると、この規定は、財産の所在地国の法令により相続税に相当する税が課されたときの二重課税の調整をその対象とするものであって、財産の所在地国以外の国の法令により相続税に相当する税が課されたときの二重課税の調整についてまでその対象とするものではないと解される。

本件の被相続人は相続開始日においてF国に住所を有していたが、F国の相続税は、相続開始日に被相続人の住所がF国内にある場合には全世界課税を採用しており、F国以外の国に所在する財産を含むすべての相続財産がF国の相続税の課税の対象とされることから、本件の場合、F国に所在する財産のほか、R国、S国及びT国に所在するすべての相続財産がF国の相続税の課税の対象とされていた。

しかしながら、上記の解釈にあてはめると、日本の相続税額の計算上、F国で課された相続税額のすべてが税額控除の対象となるものではなく、F国で課された相続税額のうちF国に所在する財産に対応する部分についてのみ税額控除の対象とされるものと解するのが相当である。